令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪災害により 被害を受けられたご契約者さまへ 共済掛金の払込に関する特別なお取り扱いについて

この度の災害で被害を受けられた組合員の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。CO·OP共済では、災害救助法が適用された地域に居住するご契約者さまを対象に、共済掛金の払込猶予期間を延長(最長6ヶ月間)するお取り扱いをさせていただきます。

共済掛金の払込猶予期間の延長をご希望の方は、お手数ながら以下のフリーダイヤルまでお申し出いただきますようお願い申し上げます。

○対象商品

《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《学生総合共済》

※《火災共済》《新あいあい》《マイカー共済》もこくみん共済 coop の基準に準じ、受付を行います。

○災害救助法の適用地域および申出期限(2025年2月25日16時30分現在)

適用年月	適用市町村	申出期限
2025年2月	【青森県】	
	青森市(あおもりし)	
	弘前市(ひろさきし)	
	黒石市(くろいしし)	
	五所川原市(ごしょがわらし)	
	つがる市 (つがるし)	
	平川市(ひらかわし)	2025年8月末日
	西津軽郡鰺ヶ沢町(にしつがるぐんあじがさわまち)	
	中津軽郡西目屋村(なかつがるぐんにしめやむら)	
	北津軽郡板柳町(きたつがるぐんいたやなぎまち)	
	北津軽郡鶴田町(きたつがるぐんつるたまち)	
	【新潟県】	
	南魚沼市 (みなみうおぬまし)	

※最新の適用地域は、内閣府のホームページをご参照ください。

災害救助法 検索

○共済掛金の払込猶予期間延長に関するお問い合わせ

コープ共済センター フリーダイヤル 0120-50-9431

受付:午前9時~午後6時、月~土(祝日営業)

※災害の規模により、払込猶予期間延長に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設ける場合があります。